

第25回特別重要刀剣等審査の受付について

文化財としての日本刀・刀装・刀装具の保存及び普及振興を目的として、第25回特別重要刀剣等審査会を開催いたします。申請方法等要領は以下の通りです。

第25回特別重要刀剣等審査から、第21回以前の指定書の形式に戻し、指定書の裏に申請者名を記載いたします。『刀剣美術』誌での指定品発表の際にも申請者名を掲載いたします。指定された物件は『第25回特別重要刀剣等図譜』に掲載し頒布しますが、こちらにも申請者名を記載いたします。以上、ご了承のうえ申請いただきますようお願いいたします。

1.受付期間 平成30年4月16日(月)～4月18日(水)

この期間以外の受付は行いません。受付期間を過ぎて持ち込まれた物件は、返却されますのでご注意ください。

2.受付時間 午前10時から午後4時

3.申請資格 申請物件は重要刀剣等指定物件に限ります。協会会員以外の方も申請できます。

4.申込方法 既定の申請書類に必要事項をご記入のうえ申請物件と共に提出してください。申請書は協会事務局に事前にご請求ください。ホームページからもダウンロードできますので、ご記入のうえご持参ください。申請時には重要刀剣等指定書を提示してください。

5.審査料金 審査料金は申請物件の返却時に納入してください。

		申請者	合格	現状
特別重要	刀 剣・刀 装	会 員	340,000 円	31,000 円
		非会員	360,000 円	51,000 円
	刀装具	会 員	240,000 円	21,000 円
		非会員	260,000 円	41,000 円

〈注意事項〉

- ・ 扱い人・代理人のある場合は、申請書に必ずその旨を記入してください。
- ・ 登録証(コピー不可)は必ず添付してください。
- ・ 審査の結果は、通知書でお知らせします。電話でのお問い合わせにはお答えできません。
- ・ 合格した物件は審査終了後約3カ月、合格に至らなかった物件は約1カ月後に返却の予定です。
- ・ 合格した場合は、旧証書と引き替えに新しい証書を発行いたします。
- ・ 申請書類に事実と異なる内容が記載されている場合は取り下げになることがありますのでご注意ください。
- ・ 刀装具は必ず箱に入れて提出してください。

○特別重要刀剣等審査物件を送付される場合

申請書はあらかじめ協会に請求し(HPからダウンロードできます)、必要事項をご記入のうえ、審査物件と共に**受付期間内**(4月16日～18日)に確実に届くよう発送してください。期間を過ぎて到着したものは受理できません。返送させていただきますのでご注意ください。宛名には「**特別重要刀剣等審査係**」と明記のうえ**登録証・重要刀剣等指定書**(いずれもコピー不可)は必ず審査物件に添付してください。

送付物件につきましては、結果通知書が引換券の代わりになりますので、大切に保管してください。なお、**送付に使用された梱包箱及びそれに類するものは全て廃棄処分しますので、桐箱・ガンケース等は使用されないようご注意ください。**